民主とっとり　要望項目一覧

令和8年度11月補正分

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
デジタル局 兼行政体制整備局デジタル改革課 行政体制整備局人事企画課 くらしの安心推進局消費生活センター 商工政策課 産業未来創造課 教育委員会事務局教育センター 警察本部 サイバー犯罪対策課 外事課	1　サイバー攻撃による情報漏えいへの対策について 　現在、自治体、企業などにおいて、サイバー攻撃による情報漏えいや個人情報の流出が多数起きている。県内の自治体、学校、公共施設、企業等に対し、サイバー攻撃による情報漏えい等の未然防止に向けた注意喚起を行うとともに、被害の発生やその疑いがある場合に相談できる窓口を設置すること。	サイバー攻撃による情報漏えいや個人情報の流出が相次いで発生していることを踏まえ、県では、関係機関と連携し、被害の未然防止に向けた注意喚起や相談対応の充実に取り組んでいるところである。 　令和８年９月２日に発生した鳥取県環境放射線モニタリングシステムに対するサイバー攻撃の詳細については、現在、調査継続中であるが、今後、調査の結果を踏まえた有効な再発防止策を講じるとともに、庁内各部局が運用する各種業務システムについても、今回の教訓を全庁的な対策強化に活かしていくこととしている。 　令和８年１０月２３日に「サイバー攻撃対策連絡調整会議」を開催し、外部委託先を含め、各所属が管理する情報システムに脆弱性が放置されていないか等、再度全庁に総点検することとしたほか、全保守業者に対し、遅延のない脆弱性対応の徹底を依頼した。 　さらに、サイバー攻撃の防御徹底・強化、県民への啓発や相談対応等を一層充実させるため、「サイバー攻撃による個人情報流出等対応チーム」を立ち上げ、関係部局が連携して対応する体制への強化とともに、脆弱性を早期検知するデジタルツールを導入し、不正アクセス及び情報漏えいに対する防御策の強化について検討する。 　万一、情報漏えいが疑われる場合や発生した事案が県庁及び県内市町村に発生した場合は、デジタル局の「県庁ＣＳＩＲＴ」が、インシデント対応の主導的役割を担い、被害の最小化、原因の究明、再発防止策の支援などを含めた適切な対応を行うこととしており、関係者間の連絡体制についても改めて確認を徹底した。あわせて、サイバー攻撃により、各種業務システムが緊急停止した場合を想定し、どのように業務を継続させるか等の対策についても各業務レベルでの検討にも着手している。 　合わせて、相談窓口として、県民向けには、消費生活センターにおいて、サイバー攻撃への不安や被害に関する一元的な相談窓口を設けており、必要に応じて国の専門機関や警察につなぐなど、相談者の状況に応じた対応を行っていく。事業者向けには、県知事部局において、相談窓口を設置し、相談内容に応じて、国の専門機関である独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）や県警察本部と連携して対応していく。公立学校向けには、「Ｔｏｒｉｋｙｏ－ＮＥＴ（鳥取県教育情報通信ネットワーク）」及び「鳥取県ＧＩＧＡスクール運営支援センター」を設置しており対応していく。 　その他、県民に対しては、「メール内のリンクを安易にクリックしないこと」や「ＩＤ・パスワードを使い回ししないこと」など、具体的な被害防止策について注意喚起を行うなど、サイバー防犯ボランティアと連携した啓発活動

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
		を実施していくほか、事業者に対しては、サイバー攻撃の情勢や攻撃を受けた場合の事業継続をテーマとした勉強会や、ランサム攻撃の脅威を体感できる研修を開催するなど、事業者の意識啓発と対策の強化を図っていく。さらに、サイバーセキュリティを含む様々なリスクに対応した「鳥取県版企業ＢＣＰモデル」の活用を促進するとともに、専門家派遣や研修、ワークショップ等を通じて、ＢＣＰの新規策定や見直し、訓練の実施を支援していく。 　また、県警察本部においても、重要インフラ事業者等で構成する「サイバーテロ対策協議会」や産学官で構成する「鳥取県サイバーセキュリティ対策ネットワーク」を通じた注意喚起のほか、ホームページやＳＮＳによる情報提供、セキュリティ対策に関する講演や企業訪問を実施しており、県相談窓口とも連携を図っていく。 　国に対しては、官民を問わず、国内でサイバー攻撃被害が急増していることから、フロンティアＡＩ時代の防衛対策強化を国が牽引することや、自治体が新たに取り組むサイバーセキュリティ強化策への財源措置についても求めていく。
子ども発達支援課	２　医療的ケア児及び重症心身障がい児・者の支援について 　令和８年度診療報酬改定において入院患者に対する身体的拘束の最小化に向けた取組が強化され、基準に満たない場合には減算の対象となることから、病院・施設の現場に大きな不安が広がっている。県内の状況を把握するとともに、自力で動けない医療的ケア児の命を守る上で最小限の身体的拘束が必要な場合もあることに配慮し、適切な運用指針等を示すように国には働きかけること。	身体的拘束最小化の取組は令和６年度から既に行われており、これを更に推進する観点から、令和８年度診療報酬改定において身体拘束の実績基準を満たさない場合に診療報酬を減算する制度が導入されたが、令和９年５月末までは当該基準を満たしているものとみなす経過措置が設けられている。 　医療現場からは、医療的ケア児の命と人権を守るために身体拘束を行う必要がある中で、何が身体拘束に当たるのか判断に迷うとの声も伺っているところであり、今後、現場の運用に支障が生じないか、状況を注視し、必要に応じて適切な運用指針等を示すように国に働きかけていく。
農業振興局経営支援課	３　農作業事故防止対策の徹底について 　今年も農作業の死亡事故が相次いでいることから、事故の発生要因や発生状況に関する情報収集・分析を強化すること。分析結果を踏まえた効果的な啓発活動を行うとともに、警察本部とも十分に連携し、今後の事故防止対策に反映させること。	本県では、ＪＡグループ等と「鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会（以下「協議会」）」を組織し、春・秋の農繁期における農作業安全運動、農作業死亡事故が発生した際の「農作業死亡事故警報」発令等の啓発活動を行っている。 　令和８年度は、短期間のうちに連続して農作業死亡事故が発生したことから、協議会による緊急対策会議を開催し、啓発活動の拡充を決め、新たにキャラバン隊により、農業者が集まる各種会議等において農作業安全を直接呼びかける啓発活動を展開している。 　今後は、さらに、県警察本部と事故の発生要因等の分析における連携と、情報収集を行う農作業推進員等の現場確認による検証の強化に努め、事故の発生要因の分析を踏まえた啓発活動を充実させ、事故防止対策に反映していく。 【令和８年度当初予算】 ・農作業安全対策事業　　９，１５２千円

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
農業振興局 経営支援課	４　米価下落に伴う来年作付け時の大量離農に対する総合的対策について 　米価の下落により、来年の作付けを前にした大量離農が懸念されることから、次の対策を講じること。 （１）離農を防止するため、中小農業者を対象として、経営規模の拡大を要件としない補助制度を創設すること。	本県では、平成２８年度から、中山間地域の水田を担う中小農業者に対し、農業機械の導入支援として「中山間地域を支える水田農業支援事業」を継続実施している。令和７年度には、経営規模の拡大要件や利用回数制限を撤廃するなど、現状を維持するための制度活用ができるよう拡充を行っており、今後も本事業を継続していく。 【令和８年度当初予算】 ・中山間地域を支える水田農業支援事業　２６，６５７千円
農業振興局 経営支援課 農地・水保全課	（２）離農の影響が深刻化しやすい中山間地域における支援施策を大幅に拡充すること。	令和７年度から実施している「中山間地域を支える水田農業支援事業」の拡充のほか、地域ぐるみの営農体制である集落営農組織の体制強化として、従前から実施している人材育成や規模拡大に対する支援を継続することにより、離農の影響深刻化の防止に努める。 　なお、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金についても、令和９年度以降に向けて国が施策の充実を図ることとしていることから、動向を注視し必要に応じて国に要望していく。 【令和８年度当初予算】 ・中山間地域を支える水田農業支援事業　２６，６５７千円 ・集落営農体制強化支援事業　７０，３２２千円 ・多面的機能支払い交付金　９０４，０３１千円 ・中山間地域等直接支払交付金　９０５，９２７千円
農業振興局 経営支援課	（３）離農に伴う耕作放棄地の増加に備え、これまでよりも広域的な視点に立ち、農地を次の担い手に円滑に引き継ぐ体制の強化を図ること。	農地の引き継ぎについては、人・農地チーム会議による支援の体制のもと、農地中間管理事業による賃借により取り組んでいる。 　また、担い手不在地域に新たな継承者を誘致する取組として、他市町村や県外も想定した広域的な担い手への農地継承を実現していくため、令和８年度に「とっとり継承型農業誘致モデル推進事業」を創設したところであり、引き続き、地域外からの担い手誘致に向けた市町村の誘致構想策定研修や広域での規模拡大を志向する担い手の経営力向上を目的とした研修の実施に取り組んでいく。 【令和８年度当初予算】 ・とっとり継承型農業誘致モデル推進事業　２４，５９５千円

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
雇用人材局 雇用・働き方政策課	5　総合的なカスタマーハラスメント対策の推進について 　カスタマーハラスメント対策に係る法改正を契機として、県庁職員をはじめとする県の雇用職員に対するカスハラ、教職員に対する保護者等からのハラスメント、市町村職員に対するハラスメントなど、幅広い対象を視野に入れた総合的なハラスメント対策を実施すべく、プロジェクトチーム会議を再度開催すること。	本県では、令和８年１０月の改正労働施策総合推進法の施行に先立ち、令和６年６月にカスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチーム（以下「ＰＴ」という。）会議を開催し、改正法の趣旨を踏まえたカスタマーハラスメント（カスハラ）対策の実効性確保について、部局横断で取り組むことを確認した。 改正法施行を受けた国の指針やマニュアルが示されており、内容の周知を進める必要があることから、改めてカスハラ対策を推進するためのＰＴ会議の開催を検討する。
雇用人材局 雇用・働き方政策課 観光交流局 交流推進課	6　外国人材の受入れ・雇用支援について 　外国人に関する法制度の厳格化に伴い、外国人労働者を雇用する事業所や、外国人が経営する事業所が、制度への対応や各種手続において困難に直面している。外国人材の県外流出を防ぎ、県内で安心して働き続けられる環境を整えるため、事業所や外国人への支援を充実するよう相談体制を整えるとともに、国に支援の充実を要望すること。	外国人材については、在留手続に関する手数料の引き上げのほか、在留資格「経営・管理」、「技術・人文知識・国際業務」における許可基準の見直し等が行われた。これらの改正は、不法滞在・就労を防止し、外国人が日本社会に円滑に適用できるよう、日本語制度・ルールを学習するプログラムの創設等、秩序ある共生社会の実現に向けた取組と位置付けられている。 本県では、「鳥取県外国人雇用サポートデスク」を設置し、外国人の就労等に関する様々な相談を無料で行える体制を整備している。また、国交付金を活用して、鳥取県国際交流財団に「外国人総合相談窓口」を設置し、日常生活における相談へ対応するなど、外国人住民に寄り添い丁寧な対応を行っている。 今回の一連の改正を踏まえ、関連した相談に対して適切に対応できるよう、関係者で情報共有を図っていく。 また、「外国人総合相談窓口」に係る国交付金の満額交付は叶っていないことから、国の責任において永続的で十分な財政的支援を行うよう要望を行っている。 なお、国に対しては、令和８年８月の要望において、「経営・管理」の許可基準の適用にあたり、在留状況を総合的に考慮し許可判断を行うとともに、判断基準を速やかに情報提供するよう求めたほか、育成就労制度における地方での人材育成、確保等への支援を求めたところである。 外国人材の受入れについては、引き続き国に対して、在留状況を総合的に考慮した判断と、地方に人材が定着するための財政面、制度面の周知等を含めた実効性ある取組を求めていく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
危機対策・情報課 観光交流局交流推進課	7　「ぼうさいこくたい 2026in 鳥取」の成果と課題を踏まえた今後の対応について 「ぼうさいこくたい」の成果を今後の取組につなげるため、小・中・高校生などの子ども達も参加・体験できるセッションやワークショップを取り入れた、県民が参加しやすい防災フェスや訓練を継続的に開催すること。また、災害時に外国人住民に対する多言語での情報発信など、情報提供体制の整備・強化を図ること。	「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」を契機として築いた若者の防災対策への参画意識の醸成など、同イベントの遺産（レガシー）を生かした「鳥取型支え愛防災対策」を一層推進するため、従来から行っていた「とっとり防災フェスタ」をリニューアルし、住民参加型の訓練、ワークショップ、ステージイベント、セッション、体験型ブースなど、幅広く県民が楽しみながら自助・共助について体感できる新たな防災イベントについて検討する。 また、本県では外国人住民が災害時に適切な情報を得られるよう、鳥取県国際交流財団と連携し、災害対策本部設置時には「鳥取県災害時多言語支援センター」を通じ、ＳＮＳでの情報発信、相談対応、避難所への通訳派遣などを行うなど、多言語での情報提供体制を整備している。 なお、「あんしんトリピーなび」及び「鳥取県防災ＷＥＢ」については、既に多言語対応済みであり、あんしんトリピーメールについては、多言語化を含めたシステム構築を１１月補正予算案において検討している。 【１１月補正】 ・防災情報発信高度化事業　９８，８３２千円 （Ｒ９債務負担行為）　９８，８３２千円
消防防災課	8　「ぼうさいこくたい」を踏まえた感震ブレーカー整備の見直しについて 現状では各市町村の対策は個人への補助となっているが、自治会や自主防災組織への支援も位置づけ、面的な支援ができるよう、県全体で取り組みを推進するよう働きかけること。	鳥取県感震ブレーカー設置事業補助金の補助対象者については、個人に限らず、自治会・自主防災組織単位であっても対象とすることができるものと考えているが、本補助金は市町村間接補助制度であり、補助対象者を含め、詳細な補助スキームは各市町村の交付要綱において定められている。 一部の市町村では、自主防災組織単位で助成を行う自治体もあったが、申請のしやすさにより設置が一層進むよう個人単位の助成に変更された例もあり、地域の実情等に応じた制度で設置促進に取り組まれている。 県としては、県全体で設置の取組を推進していくため、市町村に対して、自治会・自主防災組織単位での補助について情報提供を行うとともに、引き続き、市町村等の意見も伺いながら、連携して補助制度を効果的に運用していく。 【令和８年度当初予算】 ・ぼうさい・とっとり住宅耐震事業（感震ブレーカー設置事業補助金） ６，０００千円

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会事務局体育保健課	９　包括的性教育の徹底・充実について 子どもたちが自他の人権や尊厳を尊重し、性に関する正しい知識を身につけられるよう、小・中・高校における包括的性教育を充実すること。また、教員が適切な知識に基づいて指導できるよう、研修や教材の提供、専門家との連携など、学校現場への支援を強化すること。	学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて体育科・保健体育科を中心に各教科等と関連づけながら、学校教育活動全体を通じて行っているところであり、本県では「性に関する指導の手引き」を示すとともに、産婦人科医師や助産師等の専門家派遣を行い、各学校におけるからだや性に関する学びがより充実するよう支援している。 今後も子どもたちが性についての正しい知識を身に付け、自分自身にとってよりよい選択ができる資質・能力を育成できるよう、関係機関と連携しながら性に関する指導の充実を図っていく。
教育委員会事務局高等学校課	１０　スクールカウンセラーについて 県立高校を担当するスクールカウンセラーの勤務時間の拡充や配置人数の増加を図り、相談を必要とする生徒に、より迅速かつ丁寧な対応を可能にする体制を整えるとともに、教職員がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整えること。	現在、１０名のスクールカウンセラーと４名の教育相談員を配置し、県立高校全校（全日制課程２２校、定時制課程４校、１校あたり週６時間程度）における生徒の悩みや問題等、多岐に渡る相談内容に対応している。加えて、自然災害、突発的な事件及び事故等の緊急時には、緊急支援派遣により対応している。 今後も、スクールカウンセラーのより効果的な活用事例等について各校に広く周知するなど、生徒や教職員が活用しやすい環境を整備するとともに、活用状況・ニーズを分析し必要に応じて制度の弾力的な運用ついて検討するなど、相談を必要とする生徒に対し、より迅速かつ丁寧な支援を行えるよう努めていく。
財政課	１１　次期県政の円滑な運営への備えについて 知事交代後の新たな県政においても、円滑な県政運営が行われるよう、以下について配慮して取り組むこと。 （１）予算査定において、知事の負担と責任が極めて重くなる知事一発査定を改めて、財政課長査定を復活させること。	本県では、従来財政課長、総務部長、知事の３段階で予算要求・査定を行う中で生じていた資料作成等の作業の無駄を省き、政策議論に十分な時間をかけることで、県全体として整合性とメリハリをつけた知事一発査定による政策主導型の予算システムを平成２３年度当初予算編成から開始した結果、予算編成作業が短期集中型となり、県庁全体での時間外が大幅に削減された。 この予算編成の方法については、統一地方選挙後の新たな県政において改めて検討されると考えている。
とっとり未来創造タスクフォース政策戦略局政策企画課	（２）「とっとり未来創造タスクフォース」の成果について丁寧に総括を行い、広く県民に周知すること。	若者目線での政策提案や、未来思考を県民とともに深めるワークショップ等を通じた官民の垣根を越えた若者ネットワークの構築など、これまでの活動の成果について総括するとともに、その結果を分かりやすくまとめた広報媒体を制作し、広く県民に周知していく。 また、創設後４年間の活動を報告する機会を設け、成果を広く発信することとしている。
人権尊重社会推進局人権・同和対策課	１２　コミュニティシアター「シネマドア」の活動支援について コミュニティシアター「シネマドア」の活動に対して以下の支援をすること。 （１）社会課題を多く扱っており、上映後は意見交換も行っていることから県職員向けの人権研修の指定講座に指定すること。	人権研修の講座指定は、基準に照らして個別に行っており、指定の依頼があれば審査を行い、基準を満たすものについては指定する。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
文化政策課	（２）テーマによって担当部局の後援、並びにＨＰへの掲載等の広報を行うこと。	本県の全県的な文化振興等に寄与する取組に対して「鳥取県後援名義使用承認基準」に基づく後援やＨＰによる広報を行うなどしており、引き続き内容に応じて個別に対応していく。
ささえあい福祉局障がい福祉課	１３　「情報バリアフリー会議」の開催について 「情報バリアフリー会議」を開催し、様々な視覚障がい者により効果的に伝わる情報提供のあり方を検討すること。	県では、鳥取県ライトハウス点字図書館と連携し、「鳥取県視覚障がい者相談支援関係機関・団体等連絡協議会」を開催して視覚障がいのある方（見えない・見えにくい方）の現状や課題について、当事者、支援機関、行政等にも参加をいただきながら支援や情報保障の充実に向けて意見交換を行っている。 これまでも、大規模災害時の対策やＩＣＴ機器の利用促進等に関する意見交換を実施しているところであるが、今後も同連絡協議会を継続するとともに、あいサポート・アートとっとり祭やロービジョンフォーラムといった機会にＩＣＴ機器展示や先進事例の紹介を行うなど、点字や音声読み上げ機能の活用など様々な場面で効果的に伝わる情報提供のあり方を検討していく。